●六ヶ所村地域おこし協力隊募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用関係の有無 | あり |
| 業務概要 | ・高齢化等により離農が進む農家の担い手不足の解消と地域の活性化を図るための農業振興に関する活動●農業関係①耕種農家で研修（栽培品目経営規模の違う農家で研修）②施設園芸農家で研修③新規就農者の営農活動への支援④村農林産品を活用した６次産業化への取り組み・自然環境に恵まれ、また産業観光に注力している本村において、これらを活かして地域の活性化を図る観光振興活動●観光関係①特産品や新たな商品の開発及びそれらの販売促進に関する活動②地元の人々が気づかない文化・景観・食材等の地域の資源、素材を発掘③次世代エネルギーパーク等の観光客の誘客や観光ＰＲの活動④観光振興につながる地域づくりやイベント等の活動⑤観光客等への観光ガイド業務　※従事する業務については、村と相談の上、決定します。 |
| 募集対象 | ・総務省の地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後は住民票を異動し、居住できる方・年齢が、申込する年度の４月１日現在で、満20歳以上の方（性別、未婚・既婚を問いません。）・普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方・パソコンの一般操作ができる方・心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、誠実に活動できる方・地域の活性化に深い知識と熱意を有し、積極的に活動できる方・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方 |
| 募集人数 | 若干名 |
| 勤務地 | 六ヶ所村内 |
| 勤務時間 | 原則として、８時30分から17時まで（１日７時間30分）※業務内容等により変更になる場合があります。 |
| 雇用形態・期間 | 初年度は、採用の日から3月31日（以降１年単位で更新可能、最長３年間まで）※採用の日は、内定者と村と協議のうえ決定します。 |
| 給与・賃金等 | ・報酬として月額20万円。なお、扶養親族を有する隊員に対して26,000円を上限として報酬を加算します。（例）配偶者　13,000円22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫6,500円　　※詳細についてはお問い合わせください。・賞与等の手当の支給はありません。・隊員に公務のための旅行を命じた場合は、六ヶ所村職員等の旅費に関する条例の規定に準じて旅費を支給します。・協力隊の活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給します。 |
| 待遇・福利厚生 | ・非常勤職員として採用されます。（令和2年度は変更となる場合がございます）・社会保険、厚生年金、雇用保険に加入します。・村内の住宅を準備します。基本的に、民間のアパート等となりますが、家賃は村が負担し、光熱水費は自己負担となります。・非常勤職員としての活動用の車両は、村の公用車とします。・事務用として必要なパソコンは、村から貸与し、事務室に設置します。 ・作業服、防寒着、長靴、カッパ、軍手及び活動に必要な消耗品は、村が予算の範囲内で準備いたします。 |
| 申込受付期間 | 随時受付 |
| 審査方法 | ●選考審査については、申し込みを受け付け後、順次実施します。１．第１次選考審査〇書類選考・応募用紙に必要事項を記入し提出してください。・提出書類　①応募用紙②住民票の写し③自動車運転免許証のコピー④レポート（800～1200字程度）※第１次選考の結果は、受付後２週間程度で文書により通知します。・郵送または持参・提出先　〒039-3212　　　　　青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475番地　　　　　　六ヶ所村役場　政策推進課　宛２．第２次選考審査〇面接選考（日程については、第１次選考審査日後、ご相談させていただきます。）※第２次選考の結果は、文書で通知します。・応募のために必要な費用（交通費、郵便料等）は応募者の負担となります。・提出された書類はお返しいたしません。ら　　　　　↓　　↓　　↓　 |